

①-3 保育園

(1)新潟市の状況(平成 25 年度 4 月 1 日現在)

○施設数

	公立	私立	計
北	12	10	22
東	10	26	36
中央	13	28	41
江南	13	13	26
秋葉	5	13	18
南	12	4	16
西	11	28	39
西蒲	12	8	20
合計	88	130	218

○定員数 公立 8,095 人 私立 11,620 人 合計 19,715 人

○児童数 公立 7,959 人 私立 12,157 人 合計 20,116 人

(2)新制度後の保育園

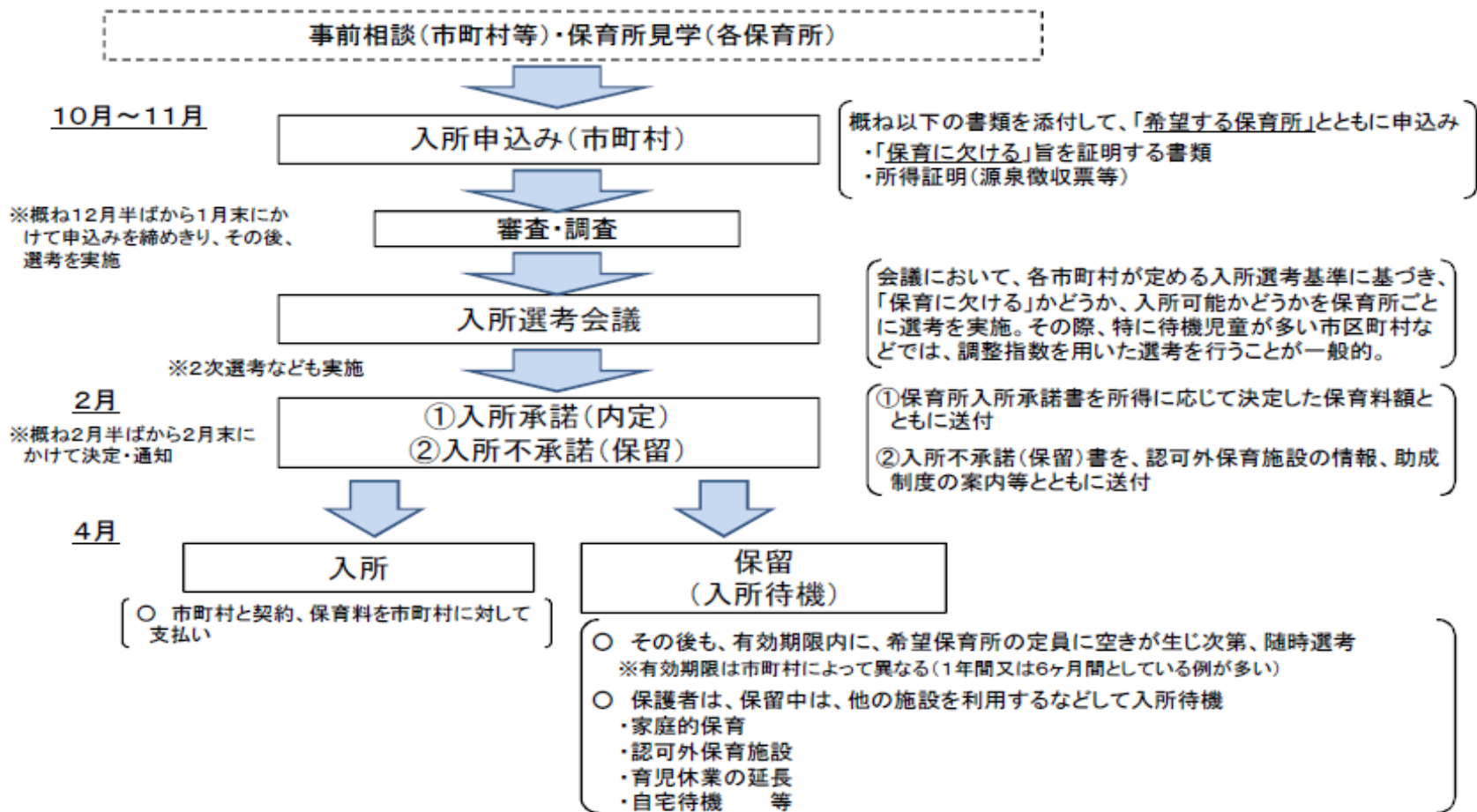
	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
利用手続	3 ページのとおり	4 ページのとおり
認定区分	1区分 本市の就労時間の下限 4時間/日 4日/週以上 ※自治体により下限は異なる	2区分 保育標準時間、保育短時間 ※それぞれの区分の時間の下限については国で検討中
保育料	応能負担 (0円～57,200円) ※国の通知をもとに自治体で保育料表を作成(新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則)	応能負担 ※保育短時間の保育料は保育標準時間の一定割合となる ※保育料表は来年度国が示す公定価格をもとに設定(徴収規則改正)
入園事由	6ページのとおり	

○利用手続(国の子ども・子育て会議(第7回)資料より)

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

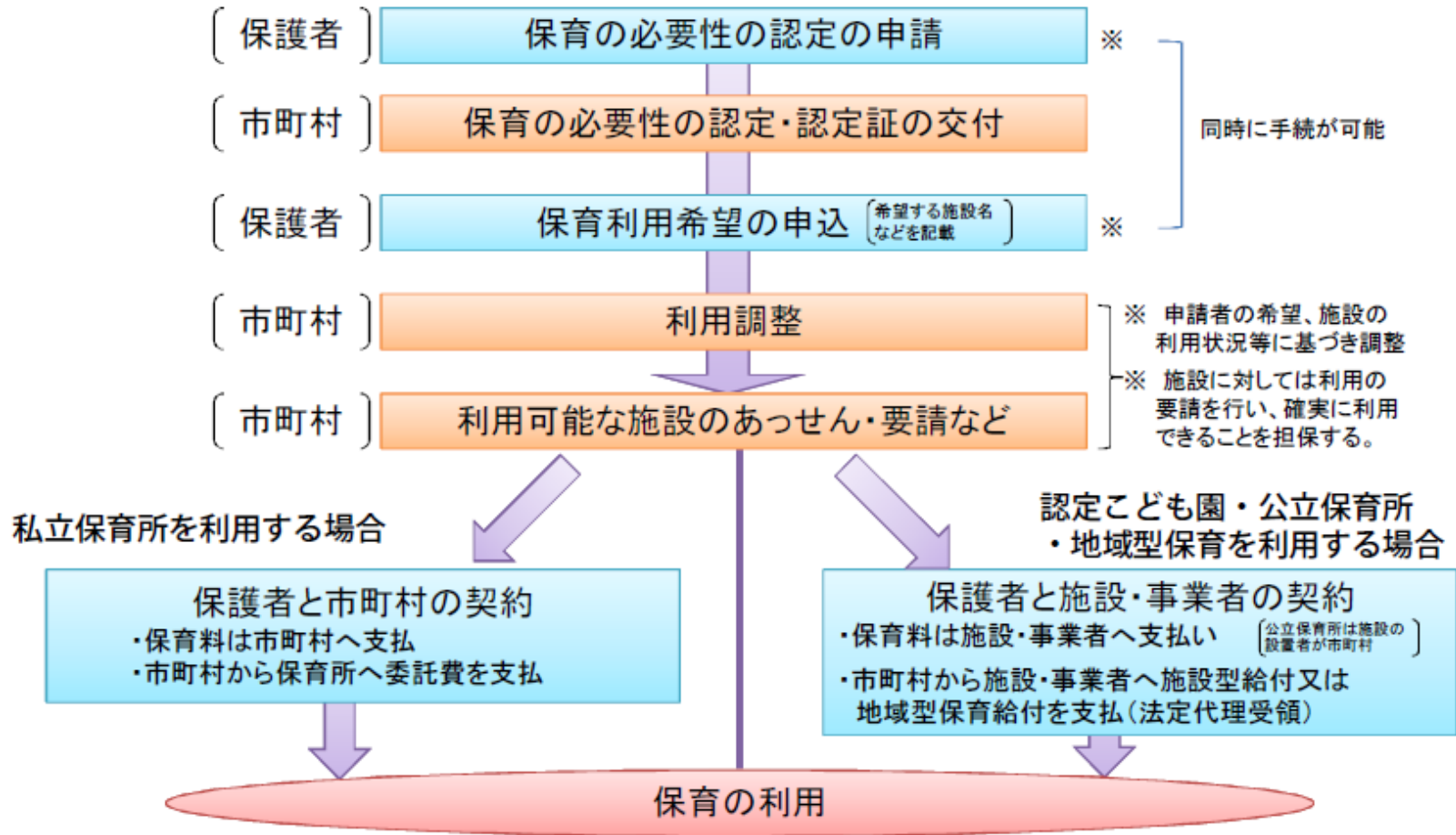
○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



○保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法第19条等)

認定区分

子ども・子育て支援法第19条第1項

- | | |
|-----|---|
| 第1号 | 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。） → 1号認定（教育認定） |
| 第2号 | 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの → 2号認定（保育認定） |
| 第3号 | 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
→ 3号認定（保育認定） |

○入園事由について(国の子ども・子育て会議(第7回)資料より)

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像) (これまでの御議論を踏まえた整理案)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由(案)

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
・起業準備を含む
- ⑦ 就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※「新潟市保育の実施に関する条例」で保育の実施基準を定めている。